

○国立大学法人埼玉大学特定年俸制業績評価に関する規則

〔令和4年1月27日
規則第24号〕

改正 令和4.3.17 3規則40 令和6.2.15 5規則47

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員特定年俸制給与等規則の適用者（以下「特定年俸制適用教職員」という。）に対し実施する業績評価に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「部局」とは、教育学部、人文社会科学研究科、理工学研究科、教育機構、研究機構、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター及び国際本部をいう。

2 この規則において「部局長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

(実施方法)

第3条 業績評価は、教育研究等の活動内容及び自己評価に基づき、書面により行う。ただし、必要に応じて被評価者と面談を行うことができるものとする。

2 評価の尺度、評価項目、評価の観点、評価の実施手順等については、別に定める。

(実施体制)

第4条 業績評価を実施するため、特定年俸制適用教職員の担当部局に部局特定年俸制業績評価委員会（以下「部局委員会」という。）を、本学に全学特定年俸制業績評価委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

2 業績評価は、部局委員会の議を経て行った評価に基づき、全学委員会の議を経て学長が決定する。

3 学長は、前項の規定に基づき決定した業績評価を部局長を経由して特定年俸制適用教職員に通知する。

4 部局委員会及び全学委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(実施時期)

第5条 業績評価は年度単位で行い、原則として評価対象年度の翌年度の9月末までに行うものとする。

2 特定年俸制適用後6か月に満たない者の場合は、その年度の業績評価を実施せず、翌年度に併せて実施することができるものとする。

(不服申立て)

第6条 第4条第3項の通知を受けた者は、業績評価結果に不服がある場合は、所定の期日までに学長に申立てをすることができる。

2 学長は、前項の申立てに基づき、全学委員会で審議した結果を、当該特定年俸制適用教職員に通知する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、業績評価の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

附 則 (令和4. 3.17 3規則40)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6. 2.15 5規則47)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。